

事業譲渡概要書

再生債務者 日本振興銀行株式会社

1 譲渡対象事業

再生債務者が行う、預金の受入れ、資金の貸付け、その他これらに付随し又は付帯する業務の一部（以下「本件事業」）

2 譲渡財産

(1) 譲渡資産

第二日本承継銀行が保有する資産として適当であることの確認を受けた本件事業に係る資産（現預金、貸出金、有価証券、営業用動産、営業用不動産、ソフトウェア等）

(2) 承継債務

① 預金保険で保護される預金（平成 22 年 9 月 10 日（以下「破綻日」）以降の利息を含む）のうち、事業譲渡実施日までに払戻しされていないもの

② 破綻日以降に預け入れられた預金のうち、事業譲渡実施日までに払戻しされていないもの

(3) 契約上の地位

本件事業に係る事業譲渡実施日現在にて存在する契約上の地位

3 譲受会社

商号 株式会社第二日本承継銀行

本店所在地 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号 新有楽町ビルディング 9 階

4 事業譲渡実施日

平成 23 年 4 月 25 日

5 事業譲渡価格

事業譲渡実施日現在の再生債務者が譲受会社に承継する資産評価額から承継債務評価額及び事業譲渡に関して発生する所定の費用を控除した金額（ただし、譲受会社が、本件事業を他の金融機関等に対して再承継（合併・事業譲渡・株式譲渡等）したときに利益が生じた場合は、所定の方法により計算した利益を再生債権者に還元する。）

6 資金援助

再生債務者は、預金保険機構から、再生債務者の債権者間の衡平を図る（事業譲渡の前後で同一の弁済率を維持する）ための資金援助（金銭の贈与）を受けることを予定している。

7 事業譲渡の効力発生事由

本件事業の譲渡についての裁判所の許可及び金融庁長官の承認があること等

以 上